

# 新たな極東地域開発政策に対応した ビジネス展開の現状

ERINA 調査研究部長・主任研究員 新井洋史

ロシア NIS 貿易会 (ROTOBO) ロシア NIS 経済研究所次長

ERINA 共同研究員 齋藤大輔

## はじめに

ロシア政府は、2014年に極東地域開発の新たな政策ツールとして「先行発展区」と呼ばれる特区制度を導入し、続く2015年には「ウラジオストク自由港」という特区制度を導入した。いずれも企業投資を誘致して経済発展の核にしようとの発想である。さらに、より直接的に人口の定着を図るべく「極東の1ヘクタール」という名称で、土地の無償提供制度が2016年6月に開始された。本稿では、これらの新たな政策の成立・展開の経緯を整理しつつ、筆者らが2016年3月に行った現地調査<sup>1</sup>での知見を交えて、進出企業の活動状況などを紹介する。ロシア極東でのビジネス展開に関心を持つ企業関係者も含め、読者がこれらの政策についての理解を深める助けとなれば幸いである。

## 1. 極東地域の開発

近年の極東地域開発政策は、極東・バイカル地域を対象

として展開されることが多い。極東・バイカル地域とは、9つの連邦構成主体からなる「極東連邦管区」全体と「シベリア連邦管区」のうちの東部の3つの連邦構成主体を合わせた地域である(表1、図1)。この地域は、面積で全国の45%を占めているが、人口では7.3%しか居住していない。

2000年代以降、連邦政府が策定する極東開発政策の中心は、輸送インフラおよび電力インフラの整備であった。これに加えて、「政策」というよりも「政治」の要素が強いエネルギー資源開発・輸出プロジェクトが推進されてきた。これらは「インフラ整備型政策」とも呼ぶべきものである。

これに対して、近年は民間投資を誘致する政策に力が入れている。契機となったのは、2013年のユーリ・トルトネフ(Yuri Trutnev)副首相兼極東連邦管区大統領全権代表とアレクサンドル・ガルシカ(Aleksandr Galushka)極東開発大臣の就任である。このコンビは、「先行発展区」や「ウラジオストク自由港」などの新機軸を打ち出してき

表1 極東・バイカル地域の面積、人口

	面積 (1000km <sup>2</sup> )	人口 (1000人)
極東・バイカル地域 計	7,727.3	10,692
サハ共和国	3,083.5	957
カムチャツカ地方	464.3	317
沿海地方	164.7	1,933
ハバロフスク地方	787.6	1,338
アムール州	361.9	810
マガダン州	462.5	148
サハリン州	87.1	488
ユダヤ自治州	36.3	168
チュコト自治管区	721.5	51
ブリヤート共和国	351.3	974
ザバイカル地方	431.9	1,087
イルクーツク州	774.8	2,415

出所：連邦統計庁

<sup>1</sup> 2016年3月13～20日、沿海地方ウラジオストク市、ハバロフスク地方ハバロフスク市、コムソモリスク・ナ・アムール市を訪問した。

図1 極東・バイカル地域



出所：環日本海経済研究所(ERINA)

た。これらは、「投資誘致型政策」と呼ぶことができよう。

次節以降では、具体的な投資誘致型政策として、先行発展区制度、ウラジオストク自由港制度、投資案件に対する支援制度、極東バイカル発展基金による融資制度および国民への無償土地提供制度の5制度をとりあげて、その制度概要、実施状況などを述べる。

## 2. 先行発展区(TOR)

### (1) 制度成立の経緯と制度概要

正式には「先行社会経済発展区<sup>2)</sup>」という。ロシア語での略語に依拠して「TOR(ツール)」と呼称されることも多い。トルトネフ大統領全権代表兼副首相とガルシカ極東開発大臣が極東地域開発の切り札として立ち上げた新たな特区制度である。この制度の狙いは、規制緩和や税制上の優遇措置などを用意することで、民間投資を誘致することにある。特区の設置期間は70年という長期にわたる。

連邦法「ロシア連邦における先行社会経済発展区について」(以下、「TOR法」)や税制改正法など、一連の関連法は2014年12月29日に成立し、2015年3月に施行された。2015

年上半期に相当数の政令・省令レベルの関連規定が整備され、下半期には実態としての制度運用が始まった。2015年5月には、TORの管理運営を担当する100%国有の株式会社「極東開発公社」が設立された。このほか、独立の非営利組織である「極東人的資源開発庁」および「極東投資誘致・輸出支援庁」も設置された。

先行発展区での企業活動には、様々な優遇措置が用意されているが、これらは単に先行発展区域内に立地することだけで享受できるわけではなく、「入居者(Resident)」と呼ばれる進出企業として登録される必要がある。しかも、先行発展区ごとに、あらかじめ対象業種<sup>3)</sup>が定められており、その事業を営むものでなければ、「入居者」にはなれない。また最低投資額は50万ルーブルと定められている<sup>4)</sup>。区域内で対象業種の事業を営むことを意図した企業は、TORの管理運営会社(株式会社「極東開発公社」)に申請を行い、その審査を通過して、同社との間で投資協定を締結して「入居者」になることができる。入居企業は、以下のような優遇措置を享受することができる。

- ・当初10年間の社会保険料率は(通常30%に対し)7.6%

<sup>2)</sup> 日本語訳として「先進社会経済発展区」を充てることもある。本稿では「先行」を用いることとする。

<sup>3)</sup> ロシアにおける現行の標準産業分類体系である「全ロシア経済活動分類(OKBЭД)」に準拠して設定。

<sup>4)</sup> 最低投資額は個別のTORごとに定めることになっているが、これまで指定されたすべてのTORにおいて50万ルーブルとなっている。

- ・黒字化後5年間の利潤税(法人税)の税率は0~5%(その後の5年間は10%以上)
- ・当初5年間の財産税、土地税の税率は0%
- ・(輸出者に対する)付加価値税の迅速な還付手続き
- ・当初10年間の有用鉱物資源税の2割から10割の減免(その後は通常税額)
- ・保税区域(Free Customs Zone; FCZ)制度(保税蔵置、保税加工、再輸出等)の適用
- ・環境影響評価、建築許可など行政手続きの迅速・簡素化
- ・極東開発省の同意なしの政府機関等による非定期的立入検査の不実施
- ・外国人労働者雇用数の上限撤廃(割当枠外での雇用が可能)
- ・インフラへの優先的接続
- ・公的資金によるインフラ建設
- ・投資家に対する株式会社「極東開発公社」によるシングル

#### ウィンドウサービス

先行発展区候補地の選定は、政府直属の「極東・バイカル地域社会・経済発展委員会(委員長:ドミトリー・メドヴェージェフ首相)」の下にある「極東投資プロジェクト実現小委員会(トルトネフ委員長)」が担うことになっている。各地方から提出された提案を同小委員会が審議し、選定する。その後必要の手続きを経て、政府決定の形で正式に指定されることになる。

2015年6月25日付で3か所のTORが指定されて以降、2016年3月までに計12か所が指定されている。極東地域の9つの連邦構成主体のうち、マガダン州とユダヤ自治州には、まだTORがない。各TORの概要は表2、配置は図2のとおりである。いずれの先行発展区も、申請段階で数社の「入居者」候補企業が具体的な投資計画を持っていること

図2 先行発展区(TOR)



- 1.ナデジンスカヤ 2.ハバロフスク 3.コムソモリスク 4.ベリンゴフスキー  
 5.カムチャツカ 6.カンガラッスイ工業団地 7.ペロゴルスク 8.プリアムールスカヤ  
 9.ミハイロフスキー 10.ポリショイ・カメニ 11.ゴルヌイ・ボズドフ 12.ユジナヤ

出所:ロシアNIS貿易会(ROTOBO)

表2 先行発展区の指定地区

区域名	所在	面積 (ha)	主な事業分野	民間投資 (億rub.)	インフラ (億rub.)	新規雇用 (人)
ハバロフスク	ハバロフスク地方	716	物流・金属工業	345.1	23.61	3,095
コムソモリスク	ハバロフスク地方	210	航空産業	152.3	12.32	2,692
ナデジジンスカヤ	沿海地方	807	物流・製造業等	67.0	39.72	1,630
プリアムールスカヤ	アムール州	857	製造業・物流	1,289.0	0.00	1,500
ベロゴルスク	アムール州	702	農業・食品工業	14.5	0.46	275
カンガラッスイ工業団地	サハ共和国(ヤクーチア)	17	製造業(建設材料等)	11.1	2.00	350
ベリゴフスキー	チュコト自治管区	6,285,000	鉱業	80.0	0.00	450
ミハイロフスキー	沿海地方	3,885	農業・畜産業	388.5	44.38	2,401
カムチャツカ	カムチャツカ地方	1,472	観光・工業	281.1	84.65	約2,000
ポリショイ・カメニ	沿海地方	324	造船業	1,398.8	31.52	5,554
ゴルヌイ・ボズドフ	サハリン州	n/a	観光	61.0	100.31	725
ユジナヤ	サハリン州	n/a	農業・畜産業	63.0	14.60	450

注：投資額、新規雇用は原資料によって数値が異なる。あくまで参考。  
出所：齋藤<sup>5</sup>、TASS<sup>6</sup>ほか、極東開発省広報資料など各種資料による

が指定の前提となっている。各TORの計画内容などを分析すると<sup>5</sup>、これらは「グリーンフィールド型」(ハバロフスク、ナデジジンスカヤ、コムソモリスク、カンガラッスイ)、「特定分野型」(ベロゴルスク、ミハイロフスキー)、「特定プロジェクト型」(コムソモリスク、プリアムールスカヤ、ベリゴフスキー)、「地域プロジェクト支援型」(カムチャツカ)の4つ型に分類できる。なお、表2の主な事業分野は、TOR指定時点での「入居者」予定企業の事業計画を反映したものであり、民間投資金額や新規雇用人数はこれら各社の投資計画を合計したものである。地区によっては相当の保留地が確保されており、追加の進出企業が出現すれば、その分だけ投資額や雇用者も増加することになる。ほとんどのTORで相当に幅広い業種の活動(ほぼ全ての製造業を中心に各種サービス業を含む50業種前後)が可能であり、表2の「主な事業分野」に示された業種には限定されない。例外的なのは、16業種に限定された「ゴルヌイ・ボズドフ」と23業種に限定された「ユジナヤ」である。前者は一部のサービス産業のみに限定され、後者では主に軽工業と一部のサービス産業に限定されている。「ユジナヤ」と同様に農業志向が強い「ミハイロフスキー」においては重化学工業にも門戸が開かれているのとは対照的である。

特区までのインフラの整備は原則、国(連邦)と地方が分担して行う。期間は2015~2017年(2016~2018年)の3年間で、2016年3月に指定されたゴルヌイ・ボズドフとユジナヤの2カ所のみ2016~2018年としている。プリアムールスカヤとベリゴフスキーの2カ所については民間事業者が整備するとしており、公的資金からの拠出はない。例えば、特区「ハバロフスク」は、公的資金から2015年から2017年の3年間で23億6110万ルーブル(うち連邦政府から12億5799万ルーブル、連邦構成主体政府(ハバロフスク地方政府)から11億311万ルーブル)を拠出する。民間からの拠出はない。電気やガスなどインフラ整備の内容は特区ごとに異なる。公的資金で整備するのはあくまで特区入居者区画の手前までで、入居者区画内については各入居者が整備する。

公的資金によるインフラの整備は、後述するウラジオストク自由港との違いの1つである。ウラジオストク自由港の入居者は自らの資金で整備しなければならないのに対し、TORでは、国や地方政府が整備する。

## (2)進出手続き

上述の通り、先行発展区の優遇措置を享受するためには、入居企業として登録される必要がある。そのための手順は

<sup>5</sup> 齋藤大輔「ロシアの新しい極東政策」『ロシアNIS調査月報』、2015年11月号、ロシアNIS貿易会、21頁。この時点では、「ポリショイ・カメニ」、「ゴルヌイ・ボズドフ」および「ユジナヤ」の3カ所は未指定。

<sup>6</sup> 齋藤「ロシアの新しい極東政策」32-33頁。

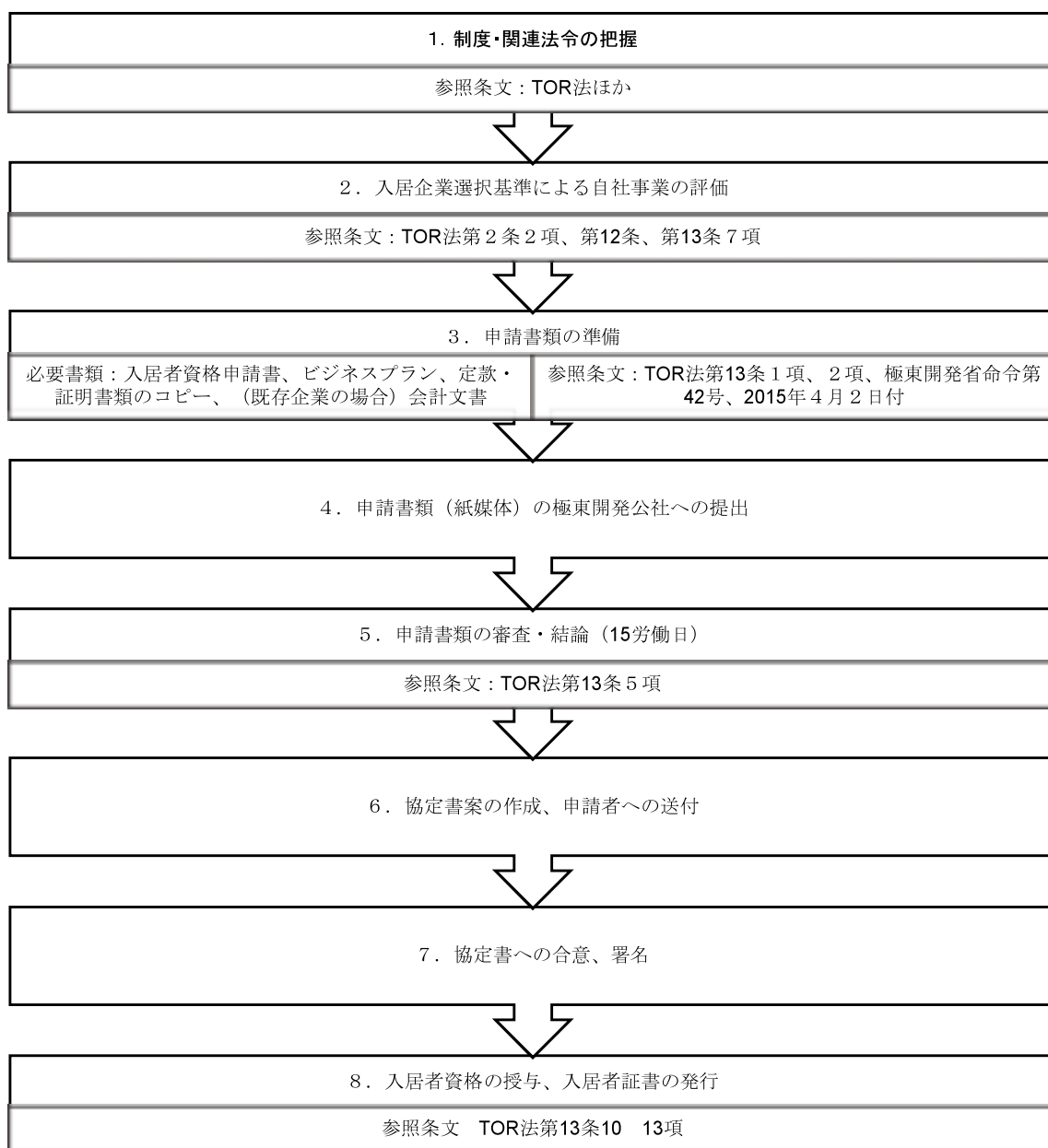
<sup>7</sup> “Territorii operezhaiushchevo razvitiia: 9 osovykh zon v DFO(先行発展区: 極東連邦管区の9特区),” TASS, 27 August 2015, <<http://tass.ru/info/2215388>>, accessed on 11 January 2016.

図3の通りである。企業(個人事業主を含む)からの申請を受け付け、審査を行うのは、TORの管理運営のために設立された「極東開発公社」である。

図2の第2段階で、申請者は事前準備として自社が検討している事業が選択基準に合致しているかどうかを評価することを求めている。これに関連したTOR法条文<sup>8</sup>の規定内容を確認しておきたい。まず、TOR法第12条2項では、「税金および賦課金に関するロシア連邦法令に従い、地域投資プロジェクト参加者の資格を有する組織はTORの入

居者になることはできない」と規定されている。その趣旨は、別の政策的枠組みである「地域投資プロジェクト」を利用して税制上の優遇措置を得ている企業が二重に優遇措置を享受することができないということである。また、同3項では入居者は「TOR域外に支社および事務所を持つことはできない」と規定されている。TOR域外での事業活動に対して間接的に優遇措置が適用される事態を防止する狙いと理解される。さらに、同法13条7項では、以下に該当する場合は、申請に対して拒否の決定を行うこととされている。

図3 先行発展区入居企業資格の取得手順



出所：極東開発公社資料に基づき作成

<sup>8</sup> 以下、他の法令等も含めて、読みやすさを優先して、一部を省略したり、表現を変更したりしており、必ずしも厳密な記述となっていない点に留意願いたい。TOR法を含むTOR関連3法については、ロシアNIS貿易会が全文和訳資料を作成しているため、必要に応じて参照していただきたい。

- (1) 所定の書類の不提出あるいは申請書の不備
- (2) 申請書記載の条件に合致して、かつ申請者へ所有権を移転することおよび(または)使用に供することができる資産がTOR区域内に存在しない場合
- (3) 申請書記載の条件に合致する遊休地がTOR区域内に存在しない場合
- (4) 申請者が実施しようとする事業が、TOR開設についての連邦政府決定で定める経済活動の種類に合致しない場合
- (5) 予定投資額が、TOR開設についての連邦政府決定で定める要件に合致しない場合
- (6) 主務官庁が定める基準に申請書および事業計画書が合致しない場合
- (7) 前会計年度における税金、賦課金、ロシア連邦予算外基金への保険料の未納金、ロシア連邦財政体系へのその他の公的納付義務についての滞納(猶予等が認められたもの等を除く)が申請者の直近の会計期間の決算報告書上での資産の帳簿価格の25%を超える場合。ただし、不服申し立て中の場合は、本規定は適用されない。

4番目および5番目の条件にある「TOR開設についての連邦政府決定」というのは、各TORごとにされるものである。経済活動の種類については、上述の通り、サハリン州の2か所以外では、いずれも約50種類が規定されている。

最低投資額は、これまで開設されたいずれのTORとも50万ルーブルである。6番目の条件にある「主務官庁が定める基準」として、極東開発省は2015年4月2日付で同省命令第42号を発出している。その中で、申請書、事業計画書の評価項目として以下の9点を列記している。

- (1) 投資額
- (2) 自己資金および外部調達資金、その比率
- (3) 事業開始後10年間の税金および予算外基金への納付金の納入額
- (4) TOR入居者登録後10年間の付加価値額
- (5) 財政投資要望額
- (6) 新規就労者数
- (7) 財政投資要望額に対する投資額の比率
- (8) インフラおよび所要供給能力の充足度
- (9) TOR法に定める目的および課題に即した、その他の経済的、社会的指標

これらの項目についての評価が具体的にどのように行われているのかについては不明だが、制度の趣旨から考えて、最低限必要な条件を満たしていない案件をふるい落とすという形で運用がなされているものと推測する。

### (3) 企業の進出状況

2016年6月24日時点で極東開発公社により登録済みの「入居者」は計58社ある。2015年6月及び8月に指定を受け

表3 各先行発展区の登録企業数(登録時期別)

区域名	所在	指定日	合計	2015・3Q	2015・4Q	2016・1Q	2016・2Q
ハバロフスク	ハバロフスク地方	2015年6月25日	11		5	2	4
コムソモリスク	ハバロフスク地方	2015年6月25日	4	1	3		
ナデジジンスカヤ	沿海地方	2015年6月25日	6		5	1	
プリアムールスカヤ	アムール州	2015年8月21日	2		2		
ベロゴルスク	アムール州	2015年8月21日	2		1	1	
カンガラッスイ工業団地	サハ共和国(ヤクーチア)	2015年8月21日	10			9	1
ベリングフスキー	チュコト自治管区	2015年8月21日	4				4
ミハイロフスキー	沿海地方	2015年8月21日	6		3	1	2
カムチャツカ	カムチャツカ地方	2015年8月28日	11		1	3	7
ポリショイ・カメニ	沿海地方	2016年1月28日	2			1	1
ゴルヌイ・ボズドフ	サハリン州	2016年3月17日	0				
ユジナヤ	サハリン州	2016年3月17日	0				
合計			58	1	20	18	19

注：2016年第2四半期は、6月24日時点までの企業数。  
出所：極東開発公社ウェブサイト

た9カ所のTORへの進出企業が56社を占めている。それ以外は2016年1月に指定されたポリショイ・カメニに2社が登録されているのみであり、3月に指定されたサハリン州の2カ所のTORには登録企業はない。

先行した9カ所のTORでも進出企業数は大きく異なっている。これまでに各地で登録された企業は、ほぼすべてがTOR指定以前から投資意欲を示していた企業であると推測され、現時点での進出企業数の違いは、そもそもの計画の違いに由来するものと考えられる。なお、「ハバロフスク」の登録企業の中には全体の3番目(2015年10月20日)に登録を受けた日揮の現地子会社(JGCエバーグリーン社)も含まれている。次項では、同社も含めたいくつかの進出企業の事例を紹介する。

#### (4) 企業進出事例

##### 1) JGCエバーグリーン

TOR「ハバロフスク」のアバングルド地区で、日合弁の「JGCエバーグリーン」が温室栽培事業を行っている。まずは2.5haの土地にキュウリとトマトを生産し、年間1000t程度を収穫する。事業が順調に進めば、面積を10haまで広げる。10haまで拡張すると、投資額は23億ルーブル(日本円で46億円)に達する。

JGCエバーグリーンには日揮が82%を出資する。このほか、北海道銀行がベンチャー企業向けの投資基金「道銀どさんこ3号ファンド」を通じ、約4000万円を出資した。

これまでロシア農業というと、斜陽産業の象徴として見られてきた。生産は落ち込み、農業機械の老朽化は進み、生活難から離農者が増え耕作放棄地が広がった。しかし、ここ数年は、農業を成長産業と捉えて、農業復興に力を入れている。ヨーロッパからの食料品輸入禁止に伴う、国を



写真1 JGCエバーグリーンの温室栽培  
(2016年3月 齋藤大輔撮影)

挙げた輸入代替政策も追い風となっている。

TOR「ハバロフスク」はアバングルドやラキトノエなど3地区からなる。当初はラキトノエのみをTORにすることが検討されていたが、有望な投資案件があること、インフラが整っていることから、もともと民営工業団地として事業が進められていたアバングルドが後追いでTORに加えられた。そこには、成功事例を1つでも多くつくりたいロシア側の強い意向があった。企業進出が決まっているところに後追いでTORに指定する。順序が逆のように思えるが、それだけロシア側が成功事例の創出に躍起になっている証拠でもある。

筆者らが2016年3月に温室を訪問した際には、すでにキュウリの生産・出荷を行っており、まもなくトマトの出荷も始まるとの説明だった。その後4月には、お披露目も兼ねて、政府関係者らも招いた開業祝賀式典を開催した。TORの入居企業は58社にのぼるが、実際に生産や施設建設を始めたのは数件にすぎない。そうした中で、「JGCエバーグリーン」の温室栽培事業はロシア政府の要人が度々訪問するなど、象徴的な成功事例となっている。

##### 2) メルシートレードとプリモールスキーベーコン

TOR「ミハイロフスキー」のスパスクとチェルニゴフカ地区で、「メルシートレード」と「プリモールスキーベーコン」が養豚・食肉加工事業と穀物・飼料の生産事業を計画する。両社ともメルシーインベストグループの傘下にある。

計画によると、スパスクとチェルニゴフカの両地区に飼育頭数が最大54万頭の養豚場、4万頭規模の育種・家畜改良センター、さらには飼料工場や屠殺施設、豚肉一次加工工場などをつくる。総事業費は202億7000万ルーブル。新規雇用は最大1200人を見込んでいる。「プリモールスキーベーコン」は養豚・食肉加工事業、「メルシートレード」が穀物・飼料の生産事業をそれぞれ担当する。

2015年に養豚場の一部が完成し、同年末に豚肉を初出荷した。今後は養豚場と食肉加工施設の建設・拡張を進めるとともに、飼料を自社生産に切り替えるなどコスト削減を図り、2022年までに計画目標である54万頭規模に拡大する。

メルシーインベストグループは、セメント生産会社「スパスクセメント」の前共同経営者であるスタニスラフ・エルモレンコ氏とオレグ・ズバジヌイ氏が設立した地元系の農業会社。極東地域での農業投資に積極的で、ミハイロフスキーのほかにも、サハ共和国とサハリン州で養豚・食肉加工事業や温室栽培事業などを計画する。サハ共和国では、養豚・食肉加工(飼育頭数5万4000頭)と温室栽培(面積20ha)を計画する。サハリン州では養豚場と食肉加工施設(飼育頭数

6万2000頭)の拡張と家畜改良センターの建設を計画する。

農業投資に積極的な背景には、域内で消費される豚肉の多くを他の地域からの供給と海外からの輸入に頼っている現状がある。中長期的に豚肉の消費量は増えるとみて、養豚・食肉加工ビジネスに乗り出す。

「メルシートレード」の予測では、極東地域の豚肉消費量は2014年で14万9000tであるのに対し、極東地域での豚肉生産量は3万5480tしかなく、残り11万4000tを他の地域からの供給に依存している。このまま何も投資をしなれば、2024年には豚肉14万7000tが不足するという。

地元産豚肉が市場に本格的に供給されれば、他の地域からの供給や外国からの輸入に依存している現状から現地生産化が進む可能性があり、消費者にとっては、新鮮で品質の高い食肉が適切な価格で手に入れられるといったメリットが期待される。

### 3) エネルギア

ウラルトルブマシの子会社「エネルギア」は、TOR「コムソモリスク」のパルス地区で、鋼鉄、アルミニウム、チタン製部品(複合材)を生産して、地元の航空機製造工場や造船所向けに供給する。事業主体はエネルギアの子会社「EPSILON-2」で、2015年9月に極東開発公社との間で事業実施協定を締結し、正式に入居企業となった。

計画によると、2017年までに工場を建設して、航空機部品などを製造する。部品の60%は地元の航空機製造工場や造船所に供給し、残りはロシア国内の他の地域または海外への販売を想定する。

ヨーロッパロシア部に工場をもつ部品メーカーに完成品組立工場の近くで生産してもらおうという、国を挙げての構想だが、状況は厳しい。地元で生産されるスホイの生産

台数はソ連解体前の半分以下、造船所にいたっては経済状況が厳しくなる度に経営危機を繰り返している。「工場を建設しても販売先はあるのか」という疑問が付きまとう。

電気やガスなど生産活動に必要なインフラの整備の遅れが、プロジェクトの障害になりつつある。パルス地区は、近くまで電気や水道が整備されているものの、地区内まではインフラが導入されていない。TOR「コムソモリスク」へはその整備費として、公的資金から12億3224万ルーブルが拠出されることになっている。極東開発省は、2017年までにTORのインフラを整えるとしている。しかし、建設許可などの行政手続きに苦慮している様子で、2016年3月に筆者らが現地を訪れた際、コムソモリスク・ナ・アムール市の政府関係者は「手続きが比較的進んでいる道路から着手する」と話していた。極東開発省は、国が責任をもって整備するとしているが、進出予定企業の求めるスピードとの間でミスマッチが起きており、進出を再検討する企業も出てきている。TOR「コムソモリスク」には「エネルギア」以外の航空機部品メーカーも進出を検討していたが、その後動きがない。「エネルギア」もインフラ整備の遅れに苛立ちを隠さない。

上述のとおり、58社にのぼる入居企業のうち、生産活動や工場建屋の建設など何らかのアクションを起こしているのは数社だけであり、多くはまだ入居者としての許可を受けただけである。ロシア政府は2017年または2018年までにTORのインフラを整えるとしており、企業をつなぎとめておくのに必死になっている。まだインフラができていないにも関わらず、進出企業を登録するのは、企業をつなぎとめておく意味合いが強い。TORは、進出企業が受けられるメリットとして行政手続きの簡素化と迅速化を柱の1つに掲げる。その行政手続きに当局自身が逆に悩まされるというのは何とも皮肉なことである。

## 3. ウラジオストク自由港

### (1) 制度成立の経緯と制度概要

「ウラジオストク自由港」は、2014年末にウラジーミル・プーチン大統領が年次教書演説の中で提案したものである。自由港と名付けられているものの、港湾活動を自由化する制度ではない。ウラジオストクを中心とした地域における経済活動の自由度を高めることで投資先としての魅力を高め、経済を発展させようとのコンセプトである。以下に述べるとおり、TORに類似した制度である。

関連3法(ウラジオストク自由港法、税法典改正法および関連法一括改正法)は、2015年6月9日に連邦議会に提出され、7月3日に国家院(下院)、7月8日に連邦院(上



写真2 TOR「コムソモリスク」のパルス地区  
(2016年3月 齋藤大輔撮影)



院)で可決され、7月13日にプーチン大統領が署名して成立した。そして、90日後の10月12日に施行された。

対象地域はウラジオストク市に限らず、沿海地方南部一帯の計15行政区画(3.3万平方キロメートル、約140万人)に広がっている(図4)。この地域には、ウラジオストク港、ナホトカ港、ボストーチヌイ港、ザルビノ港など地域の主要港湾がある。ただし、優遇措置の対象となるのは、TORの場合と同様、進出企業(本制度でも「入居者(Resident)」と規定)に限られる。ただし、ウラジオストク自由港の入居企業になるための条件は、TORとは異なる。最低投資額は、500万ルーブル(登録後3年以内)であり、TORの10倍である。また、入居企業になることができるのは、新設企業もしくは新規事業を開始する企業のみであり、既存事業を営むことをもって入居企業になることはできない。

具体的な優遇措置の多くは、TORの制度を下敷きしている。

- ・当初10年間の社会保険料率は7.6%(法施行後3年以内に進出した企業)
- ・黒字化後5年間の利潤税(法人税)の税率は0~5%(その後の5年間は10%以上)
- ・当初5年間の財産税の税率は0%、その後5年間は0.5%
- ・当初5年間の土地税の税率は0%
- ・(輸出者に対する)付加価値税の迅速な還付手続き
- ・保税区域制度の適用
- ・建築許可の迅速化
- ・極東発展省の同意なしの政府機関等による非定期立入検査の不実施
- ・外国人労働者雇用数の上限撤廃(割当枠外での雇用が可能)
- ・投資家に対する株式会社「極東開発公社」によるシングルウィンドウサービス

TORの場合と違うのは、道路や上下水道、電力といったインフラへの優先的接続、あるいはそれらの整備に対する財政資金の投入といった優遇措置が無い点である。TORが未開発のグリーンフィールドでの展開も想定しているのに対して、ウラジオストク自由港では一定のインフラが整っている市街地もしくはその近傍での投資活動を想定しているものと思われる。後述する案件採択基準についても同様であるが、TORよりもウラジオストク自由港の制度の方が、簡素に設計されていて、幅広い投資家の参加が期待されている。

ここで、「自由港」という呼称の響きに最も近い規定である「保税区域(FCZ)」制度について触れておく<sup>9</sup>。「入居者」企業は、定められた手続きに従うことにより、関税や国内税を払わずに外国物品を持ち込み、保管、利用、加工することができる。これらの物品は、ロシア国内で「入居者」以外の者に売却したりする時点で、原則として輸入関税等を納付しなければならないが、一定の条件を満たす加工を行って国内製品として認められれば輸入関税等を支払うことなくロシア国内に出荷できる。この制度では、生産設備を持ち込んで利用する場合や、部品・材料を持ち込んで加工する場合などで、関税や国内税等を支払う必要がなくなるので、大きなメリットが期待される。さらに、国際港湾や空港、陸上の国境通過点の特定の区画を区切って、申告手続きの省略などの簡素化措置も取られることになっている。

## (2)簡略査証制度

ウラジオストク自由港の主要な措置は、上述のとおり、入居企業として登録された企業に対する優遇措置である。

図4 ウラジオストク自由港の対象区域



- 1.アルチョム市 2.ウラジオストク市 3.ボリショイ・カメニ市 4.ナホトカ市 5.パルチザンスク市 6.スバスク・ダリニー市 7.ウスリースク市 8.ナデジチンスキー地区 9.シコトフカ地区 10.オクチャプリ地区 11.オリガ地区 12.パルチザンスク地区 13.ボグラニチヌイ地区 14.ハサン地区 15.ハンカ地区

出所：ロシアNIS貿易会(ROTOBO)

<sup>9</sup> この保税区域制度は、TORにも適用される。制度自体は、ロシア、カザフスタン、ベラルーシ、アルメニアおよびキルギスの5カ国からなる関税同盟の関税関連法令を根拠としている。厳密には、ここでの「保税区域」の用語は、「地域」を指すものではなく、「手続き」を指すものである。

同時に、これとは全く異なる趣旨の特別措置として注目すべきものに、簡略査証制度がある。この制度の恩恵を受けるのは、入居企業ではなく、外国人来訪者一般である。極東開発省が公表している検討中の制度概要<sup>10</sup>によれば、「ウラジオストク自由港区域内の入国地点(空港、港湾、陸上国境)からロシアに入国しようとする外国人が、事前にネット上で必要データを入力し、査証発給通知を得た上で、同区域内の入国地点に到着すれば、そこで8日間の入国査証の発給を受けることができる」という形が想定されている。また、入国後は、ウラジオストク自由港区域外の地域に行くことも可能であるが、区域外の空港等から出国する場合は、入国時の出発国に戻らなければならない。区域内の空港等から出国する場合は、第三国へ行くことも可能である。したがって、ポグラニチヌイヤポルタフカ、クラスキノといった陸上国境から入国した中国人がウラジオストク空港などから第三国に出国することができることになる。

ただし、この制度は導入が遅れている。ウラジオストク自由港制度の施行開始(2015年10月12日)に間に合わなかったのみならず、その後に導入開始予定とされた2016年1月1日にも実現せず、さらにその後に発表された2016年7月1日という期日も守られなかった。2016年6月29日になり、極東開発省のキリル・ステパノフ副大臣は、システムの構築、テストなどの作業に6カ月程度かかるとの見通しを示した。そのため、制度導入は早くて2017年初めとなりそうだ。

### (3) 進出手続き

ウラジオストク自由港の制度は多くの点でTOR制度を踏襲している。進出手続きについても同様で、基本的には前述(図3)の流れに従う。ただし、申請する企業(個人事業主を含む)の条件、審査の基準等には異なる部分がある。

連邦法「ウラジオストク自由港について」(以下、「自由港法」)第11条7項では、以下に該当する場合は、申請に対して拒否の決定を行うこととされている。

- (1) 所定の書類の不提出あるいは申請書の不備
- (2) 申請者が実施しようとする事業の種類が、自由港法に基づいて監督評議会が定める、自由港入居企業が営むことができない事業活動の種類に含まれる場合
- (3) 申請者がウラジオストク自由港区域外に登記されている個人事業主または営利企業である場合
- (4) 自由港法第6条4項に基づいて定められる基準に申請者が合致しない場合

- (5) 主務官庁が定める要求事項または監督評議会が定める基準に事業計画書が合致しない場合
- (6) 法人に対して破産および(または)再生または清算の申し立てがなされている場合
- (7) 前会計年度における税金、賦課金、ロシア連邦予算外基金への保険料の未納金、ロシア連邦財政体系へのその他の公的納付義務についての滞納(猶予等が認められたもの等を除く)が申請者の直近の会計期間の決算報告書上での資産の帳簿価格の25%を超える場合。

このうち、2番目の拒否事由に関連して、監督評議会は2015年10月21日に「石油・天然ガスの生産」、「物品税対象品(乗用車、オートバイ、潤滑油、ならびにガソリン車、ディーゼル車および航空機の燃料を除く)の生産」、「管理的業務および付随的サービス業<sup>11</sup>」の3種類の活動を、自由港入居企業が営むことができない事業活動であると定めている。併せて、優遇措置を受けることができない事業活動として、「金融・保険業務」と「小売・卸売」を特定した。

また、4番目の拒否事由にある「自由港法第6条4項に基づいて定められる基準」として、2015年10月20日付、政府決定第1123号が公表されている。この文書において、以下の2点が基準として掲げられており、その内容は5番目の拒否事由にある「監督評議会が(事業計画書に対して)定める基準」においても踏襲されている。

- (1) 個人事業主または法人がウラジオストク自由港区域内において、新たな投資プロジェクトを実施する、もしくは申請書に記載する企業活動の種類が申請者にとって新たな事業であること。
- (2) ウラジオストク自由港入居者登録簿に登記された後3年間の投資額が500万ルーブル以上であること。(投資額の算定にあたっては、減価償却対象財産の取得にかかる費用に限り、過去に支出済の金額を含めない。)

なお、5番目の拒否事由にある主務官庁が定める要求事項というのは、申請書に記載すべき内容を指示するものであり、事実上、形式要件である。

TOR制度での申請企業に対する拒否事由と比較して大きく異なる点として、4点を指摘しておきたい。第1に、最低投資金額が500万ルーブルとなっており、TORの10倍である。第2に、ウラジオストク自由港では新規事業を立ち上げる必要がある。既にウラジオストク自由港区域内で営業中の事業者が、単に既存事業の拡大を図る場合には入居企業の資格を得ることはできない制度となっている。別

<sup>10</sup> 2016年1月11日付 [http://minvostokrazvitiya.ru/press-center/news\\_minvostok/?ELEMENT\\_ID=3984](http://minvostokrazvitiya.ru/press-center/news_minvostok/?ELEMENT_ID=3984) 2016年1月28日付 [http://minvostokrazvitiya.ru/press-center/news\\_minvostok/?ELEMENT\\_ID=4011&sphrase\\_id=31035](http://minvostokrazvitiya.ru/press-center/news_minvostok/?ELEMENT_ID=4011&sphrase_id=31035)

<sup>11</sup> 具体的には、リース業や職業紹介業などが含まれる。例外規定等もあるが、紙幅の都合もあり、詳細の説明は割愛する。

法人として子会社を設立することで、この制約を回避することは可能であり、後述するとおり、既にそうした事例が存在する。第3に、事業計画書の内容についての審査基準が、TORほど詳細に規定されていない。経済的効果の大小にかかわらず、一定の形式的要件を満たしていれば、基準に適合すると判断される形となっている。第4に、展開できる事業範囲がネガティブリストで示されており、TORよりも幅広い事業が実施できる。投資金額のハードルは高いものの、事業内容についての制約は緩やかで、その面では門戸が広い制度であると言える。

#### (4) 企業進出事例

2016年6月21日時点で40社が入居企業登録簿に登録されている。以下では、そのうち、いくつかの事例を紹介する。

##### 1) アビアポリス ヤンコフスキー

大手家電量販店のDNSはアルチョム市に、物流施設を備えたレンタルオフィス・レンタル工場のサービスを始める。DNSが設立した子会社「アビアポリス ヤンコフスキー」が推進している。

極東地域に投資を呼び込むため、税制優遇や規制緩和が受けられるTORや投資優遇税制などが準備されているが、その場合でも建築許可や電気・ガス・水道などのインフラを整えるまでに一定の時間がかかることが企業進出の課題の一つとなっている。

同社が進めている事業は、この問題に一つの解決策を与えるものである。ここでは、生産施設を一から建てることに煩わしさを感じる企業や、投資額が少ないため新規施設を作るまでもないと考えている企業でも、レンタルオフィス・工場を利用して、迅速にしかも簡単にビジネスを始めることができる。

近年、大量の商品を倉庫に収め、発送する巨大な物流施設が、ウラジオストク郊外で相次いで生まれている。物流需要の拡大と港と結ぶ交通インフラが整ったことの両面が、その背景にある。物流施設は、かつては湾岸に集中していたが、最近ではまとまった土地が確保しやすい内陸部への進出が目立っている。空港近くの幹線道路沿い、かつて荒地だった土地に、巨大な箱のような物流施設が立ち並ぶ。その中でひときわ大きいのが、「ヤンコフスキーロジスティクスパーク」である。

同社のプロジェクトは、まずは物流施設の整備から進む。2016年5月にはAクラス(高さ10m以上、空調完備、防塵仕様の床)の倉庫がオープンした。倉庫面積2万8500平方メートル、高さ14メートル、ドック数32は極東最大である。

テナントには靴小売のカリ、家電量販店のエルドラードやスーパー小売のサンベリーなどが入っている。

実は、これまでにB+クラス(高さ6メートル以上、暖房付、アスファルトまたはコンクリート製の床)の倉庫2棟が稼動している。広さは1万8876平方メートルと7488平方メートル。テナントには韓国のサムソン電子、ペットフードのロイヤルカニン、小売のネヴァダ、ミールウパコフカなどが入っている。

レンタルオフィスとレンタル工場は倉庫の横に建設する。オフィスや生産スペース、さらにはレストランや会議ホール、ホテル、駐車場などを備えた施設となる。電気、ガス、水道、冷暖房など業務に必要なインフラも完備する。面積は1万3712平方メートルで、企業などにスペースを貸し出すことを想定する。

連邦道M60沿いに立地し、ウラジオストク空港まで5キロメートル、最寄りの鉄道貨物駅まで5キロメートル、ウラジオストク港まで48キロメートル、ナホトカ港まで160キロメートルの好条件に位置する。アルチョム市の人口は約10.3万人、隣のウラジオストク市の人口は63万人と都市部にあり、労働力を確保しやすいメリットがある。

DNS幹部は「レンタルオフィスは、設備を持ち込みさえすればすぐに仕事を開始することができるので、ニーズは高いはず」と話す。社長のボグダネンコ氏は「生産と物流の機能をもった施設をつくれれば、生産の効率化やコスト削減につながるはずで、新しい可能性は生まれる。異なる企業同士が組めば可能性はさらに広がる」と自信を見せる。

##### 2) ウラジオストク水産ターミナル

ザラトイログ湾のチュルキン側に位置するウラジオストク漁港の敷地内にある老朽化した倉庫を解体し、新しい冷凍倉庫に建て替えるプロジェクトである。同港の管理運営会社「ウラジオストク漁港」が設立した子会社「ウラジオストク水産ターミナル」が推進している。上述した通り、入居企業となれるのは「新規法人または新規事業」に限られるので、優遇措置を受けるために子会社を設立したものだ。ちなみに、同社はウラジオストク自由港の入居企業登録第1号である。

計画によると、47番バース前にある老朽化して使用されていない冷凍倉庫No.1を撤去して、その跡地に4階建て、敷地面積6760平方メートル、倉庫面積2.5万~3万平方メートル、容積トン2万トンの冷凍倉庫を建設し、年間最大25万トンの水産物を取り扱う。事業費は11億ルーブル。内訳は倉庫建設に6.5億ルーブル、設備購入に2億ルーブル、車両等購入に2.5億ルーブルとなっている。11億ルーブル

のうち8億ルーブルは極東バイカル発展基金から融資を受ける。基金から融資を受け、かつ税の優遇措置が受けられるウラジオストク自由港の入居者にもなることで、早期の投資回収を目指す。新規雇用は100人を見込んでいる。

ウラジオストク漁港の2015年の貨物量は約250万トン。主な貨物はコンテナや無煙炭で、水産物はわずか約31万トンであった。

こうした中、本プロジェクトは極東地域の水産業の再生と水産クラスターの形成を図りたいプーチン政権の方針に沿ったもので、ロシア政府が支援する。ロシア国内で水産物の需要が増えていることや加工業が発展しつつあることも背景にある。

さらに、ナホトカ漁業港も、老朽化した冷凍倉庫(保管能力6800トン)を撤去したうえで、その隣に保管能力1万～1万2000トンの冷凍倉庫をつくることを計画する。港全体の改修も合わせて実施する。事業費は40億ルーブル。新規雇用は250人を見込んでいる。ウラジオストク漁港から遅れること2カ月、2016年5月に正式に入居企業となった。

ウラジオストク自由港がプーチン政権の経済政策の1つである極東水産業の再生の実現ツールとなっていることがわかる。

### 3) ルスフードほか

TORの場合と同様、ウラジオストク自由港でも、これを輸入代替や現地生産化を促進するツールとして使う動きが起きている。例えば、自由港区域で農業や水産・水産加工業に乗り出す企業がいくつかある。2016年6月21日現在登録済みの入居企業40社のうち7社が農業生産または水産・水産加工事業を計画している。

極東地域は農業や製造業など産業全般が弱い。極東で販売されている食料品や製品の多くは、海外からの輸入か国内の他の地域からの供給に頼っている。例えば、牛乳から食肉、野菜、果物にいたるまで、基本食料品でさえ、地元産で需要を満たせないため、数千キロメートルも離れた国内の他の地域や海外から運んでいる。

このような状況で、ウラジオストク自由港が国内の他の地域からの供給や外国からの輸入に頼る食料品や製品の現地生産化を促進するツールとなっている。「極東地域はリスクが高い」、「ビジネスにならない」と慎重な姿勢を示してきた企業が、国の支援があるならと次々と進出を決めている。

「ルスフード」は、ハサン地区ヴラジミール・ペトロフカ村の農地1200ヘクタールで米の生産を始める。また、ウスリースク市では、中口合弁の「プリムフンチュンコーポレーション」による極東カエルとモクズガニの養殖事業が



写真3 ウラジオストク漁港(2013年9月 齋藤大輔撮影)

進む。同社は、野菜も合わせて生産して中国に輸出する。さらに、「アグロサービス」はウスリースク地区ドゥボヴィクリュチ村で、温室栽培事業を始める。まずは4ヘクタールの土地できゅうり、トマト、イチゴを年間220トン生産する。栽培コストを下げるため、暖房燃料のガス化を図る。このほか、「シーライフ」がナマコやホタテの養殖を行う。ナマコ200トンとホタテ65トンを生産する。3年以内(2019年)の実現が目標で、ロシア国内だけでなく日本や中国など海外への輸出も検討している。

### 4) プリムリング

ウラジオストク空港近くに国際自動車連盟(FIA)公認T2クラスのサーキット場、ホテル、ショッピングモールなど複合レジャー施設を建設・運営する。計画は2つの段階からなる。第1段階はゴーカートレース場(1.23キロメートル)やモトクロスサーキット場(1.6キロメートル)などの施設を建設する。第2段階ではサーキット場(2.0キロメートル)やホテル、レストラン、ショッピングモール、コテージなどをつくる。極東地域最大手の自動車販売会社SUMOTORIが推進している。

総事業費は11億ルーブル。第1段階の施設は整備済みであり、完成した施設を使って、モトクロスやドリフトの大会が開催されている。第2段階については、極東バイカル発展基金から融資を受けることを考えているが、2016年6月現在決まっていない。

ウラジオストク自由港の入居企業の中で唯一、観光・レジャー関係のプロジェクトである。

## 4. 投資案件支援制度

この制度は、極東開発省が採択した投資案件に対して、様々な国家支援を行うというものである。具体的な支援策

としては、以下の5項目が予定されている。

- ・投資案件の実施に不可欠なインフラ施設整備に対する連邦予算からの資金拠出
- ・部門別省庁や連邦構成主体政府との調整など、投資案件の推進に係る行政面での支援
- ・投資案件への外国人投資家誘致支援
- ・連邦予算からの資金拠出が不要である投資案件に対して、相応の地位を付与するための特定目的プログラム「2018年までの極東・バイカル地域の経済・社会発展」および国家プログラム「極東・バイカル地域の社会経済発展」への掲載
- ・連邦政府機関や地方が実施する各種の支援措置に関する助言や必要書類の準備に関する支援、連邦レベル・地方レベルでの活動の調整

支援の対象となる投資案件は、極東・バイカル地域の発展に関する戦略的な目的に合致していて、投資額が10億ルーブル以上のものとされている。TORやウラジオストク自由港の案件とはけた違いに大きな事業規模が対象となっている。投資案件の採択作業は、一定の応募期間に応募があった申請案件を審査する形で実施される。例えば、直近では2016年4月1日から5月16日までが応募期間で

あった。申請があった案件は表4に示す4項目の評価基準に照らして評価され、さらに立地地域および業種による係数をかけて調整した上で順位づけされる。最終的には、「極東投資プロジェクト実現小委員会」での審査を経て採択された案件が、政府指令の形で文書化され公表される。

2016年5月14日までに、この制度の枠内で10件の投資案件が採択されている(表5)。10件中7件が鉱業(採掘、選鉱および加工)の案件である。残り3件のうち、1件は石炭取扱港湾施設であり、その意味ではこれも鉱業関連プロジェクトである。製造業(ビール工場)、畜産業(養豚)は1件ずつにとどまっている。この2件はカムチャツカ地方の案件であり、地元での生産拡大が外部からの消費財の搬入の減少につながるという社会的意義を認めたものと考えられる。ビール工場の案件は民間投資額が11億ルーブルであり、投資額の基準をぎりぎり満たす規模である。

10件の総事業費は2810億ルーブルである。うち、国が拠出する支出額は319億5750万ルーブルにのぼる。例えば、「ワニノ港ムチカ湾北岸における石炭積替用ターミナルの建設」では鉄道路線の建設および変圧所と送電線の建設に32億7700万ルーブル、カムチャツカ地方の「ビール工場の建設」では、電力、ガス管、道路、上下水道の整備に7200

表4 投資案件の採択にあたっての審査基準

評価基準	比重
採択時点での現在価値による、投資案件実施のための民間投資額の財政部門(各レベル)からの財政支出総額に対する比	15%
採択時点での現在価値による、民間投資投入済額と民間投資計画額の比	15%
採択時点での現在価値による、審査後10年間の投資案件実施期間における財政部門(各レベル)への納付額の投資案件実施のための財政部門(各レベル)からの財政支出総額に対する比	35%
採択時点での現在価値による、計画(生産)能力到達後2年目における付加価値額	35%

出所:「極東およびバイカル地域の領域において実施が計画される投資案件の採択の方法」(2014年10月16日付、政府決定第1055号により承認)

表5 採択済投資案件

案件名	所在地	期間*	採択日
1. 「イグナリンスキー」選炭工場の建設	サハ共和国	2011~2017	2015/3/23
2. ワニノ港ムチカ湾北岸における石炭積替用ターミナルの建設	ハバロフスク地方	2012~2020	2015/3/23
3. 株式会社「ウルガルウゴリ」の石炭生産・選鉱の拡大	ハバロフスク地方	2011~2021	2015/3/23
4. オゼルノフ金鉱山の採掘・加工コンビナートの建設	カムチャツカ地方	2009~2017	2015/3/23
5. タヨジノエ選鉱コンビナート(鉄鉱石)の建設	サハ共和国	2014~2017	2015/3/23
6. セレムジンスキー地区金採掘開発	アムール州	2011~2019	2015/3/23
7. ビール工場の建設	カムチャツカ地方	2013~2017	2016/2/5
8. 養豚業の発展	カムチャツカ地方	2010~2019	2016/2/5
9. ナタルカン金鉱床の開発・加工施設の建設	マガダン州	2009~2018	2016/2/5
10. ベルフネ・ムンスキーダイヤモンド鉱床の開発	サハ共和国	2015~2020	2016/5/14

\*事業開始から計画能力に達するまでの期間

出所:ロシア連邦政府指令(2015年3月23日付、第484-r号; 2016年2月5日付、第155-r号; 2016年5月14日付、第915-r号)

万ドルをそれぞれ拠出する。

制度上は明文化されていないが、運用実態を見る限り、本制度は遠隔地における大規模プロジェクトの支援を主な目的とした制度であると理解される。鉱山開発など、アクセス道路や送電網など既存インフラが無い地域でのプロジェクトに対して財政資金によるインフラ整備がなされることは、これらのプロジェクトの採算性を高めることに大きく寄与する。こうした支援が無ければ成立しえないプロジェクトの実現を促すことが制度の主眼となっているようだ。

ところで、案件採択の基準として、政府が儲かるか否か（公費投入額と税収見込みの比）を重視している点には違和感を覚える。通常は、公的資金の投入が社会厚生に拡大にどれだけ寄与するかといった指標が重視される。そもそも、鉱山開発用の道路などは公共の用に供するためのインフラではなく、特定企業のためのインフラ整備だという点を考慮すれば、制度そのものが「民間企業を支援する」というよりも「官民共同プロジェクトを組成・実施する」という性格のものであると理解すべきなのかもしれない。

## 5. 極東バイカル発展基金による事業融資

この制度は、極東バイカル発展基金を通じて、投資プロジェクトに事業資金を融資するものである。

極東バイカル発展基金自体は、政府内での基金の扱いをめぐる主導権争いで改編や解散が取り沙汰されてきたが、極東発展省主導で再出発を図ることになり、2015年に活動を再開した。極東バイカル発展基金は十数件の投資プロジェクトに融資を行う予定で、基金の増資を検討している。

優先投資プロジェクトと同等規模か規模の小さいプロジェクトを対象とする。2016年6月現在、ロシア政府は7件を承認している。以下、7件の概略を紹介する。

### 1) ニジネレンスコエ・同江鉄道橋の建設

アムール川に面するユダヤ自治州のニジネレンスコエと中国黒龍江省の同江との間に鉄道橋を建設する。事業規模100億ルーブル、基金拠出額約25億ルーブル。

### 2) 金鉱床の開発

カムチャツカ地方のアメチストボエおよびバルニエフスコエ金鉱床を開発する。事業主体はズラタ・カムチャツカ（レノバグループ傘下）。事業規模124億ルーブル、基金拠出額20億ルーブル。新鉱床の開発で、カムチャツカ地方の金生産量は年間4.5 tに拡大する。

### 3) 一般廃棄物処理施設の建設

サハリン州に一般廃棄物処理施設を建設する。事業主体はエコシステム。事業規模9億ルーブル、基金拠出額2億7000万ルーブル。

### 4) ソルンツェフスク炭鉱の増産のための輸送インフラの整備

サハリン州のソルンツェフスク炭鉱の増産に向けて、石炭を産地から港まで運ぶベルト式コンベアの建設（約30km）およびシャフチョルスク港の改修を行う。炭鉱の埋蔵量は2億3000万 t。現在の生産量は年間300万 t。設備更新や生産・出荷能力増強により、生産量は2017年に500万 t、2020年に1000万 tまで拡大する。事業主体は東部鉱山会社。事業規模360億ルーブル、基金拠出額28億ルーブル。

### 5) インランドポートの建設

ウラジオストク郊外のアルチョム市に内陸港（インランドポート）を整備する。事業主体はUnion。事業規模15億ルーブル、基金拠出額7億ルーブル。Unionはウラジオストク自由港の入居企業である。

### 6) 冷凍倉庫の建設

ウラジオストク漁港に冷凍倉庫を整備する。事業主体はウラジオストク水産ターミナル。事業規模11億ルーブル、基金拠出額8億ルーブル。ウラジオストク水産ターミナルはウラジオストク自由港の入居企業である。

### 7) コルサコフ港のターミナルと棧橋の建設

サハリン州のコルサコフ港にターミナルと棧橋を新しく建設する。韓国との合弁のポクサングローバルが建設を請け負う。事業主体はコルサコフ商業港。基金拠出額25億ルーブル。

## 6. 無償土地提供制度

本制度は、上述してきた、主に企業を対象とした制度と異なり、個人のみを対象とした制度である。一言でいえば、ロシア国民は希望すれば極東の土地を無償で手に入れることができるという、相当に大胆な制度である。2014年に採択された「極東・バイカル地域の社会経済発展戦略」では、人口の定着が戦略的目標であると設定された。本制度は、この目標実現に向けた直接的な政策手段ということになる。新天地での起業を促す効果も期待でき、その意味では小規模投資を誘致する政策という側面も持つ。2015年1月19日にトルトネフ副首相がプーチン大統領に構想を提案して以降、1年以上にわたり制度設計、法制化の準備が進められてきたが、2016年5月1日に関連法<sup>12</sup>が成立した。

<sup>12</sup> 連邦法「極東連邦管区に含まれる連邦構成主体領域内の国および自治体所有の土地区画の国民に対する供与の特別措置について、ならびに個別のロシア連邦法令の修正について」（2016年5月1日、第119-FZ）

ロシア政府は、この制度に対して「極東の1ヘクタール」という通称を用いている。希望者に対して、極東にある公有地を最大で1ヘクタールまでを提供する制度であることに由来する。なお、厳密にはすぐに土地が入手できるわけではなく、当初5年間は無償利用ができ、その間に一定の条件を満たせば、その時点で所有権もしくは49年間の使用权を獲得することができる制度となっている。

2016年6月から試行的に導入されたばかりの制度であり、2017年1月までは土地を受領することができるのは極東地域の住民に限られる。しかも最初は、各連邦構成主体内の試行自治体内の土地だけに限られる。それでも2016年6月21日現在、1748件の申し込みがあり、10件、6.1ヘクタール分が提供済み、13件が契約準備中(内定済)となっている<sup>13</sup>。1日当たり100件弱のペースというのは、筆者の事前の予想を上回っている。

政府はインターネット上に特設サイトを設置し、極東地域には様々な優遇措置があることをPRしたり、農業や畜産業など個人による起業を想定したモデルビジネスプランを紹介したりしている。19世紀から20世紀にかけてのいわば「開拓者の時代」とは時代環境が異なる中で、この制度がどのような成果を上げるのか、予想しづらい。大きな社会実験とも言える制度であり、興味深い。

## 7. 投資誘致型極東地域開発政策の中間評価と課題

上述してきたとおり、ロシア極東地域では、この2年程度の間投資誘致型政策のさまざまな制度が整えられ、具体的な運用段階に入りつつある。しかし、実際の生産活動にまで至っている案件はわずかであり、制度が本当に投資誘致に結び付いているのか、さらには地域経済の活性化に役立っているのかを評価するには時期尚早である。したがって、ここでは現時点で目に見える風景を元に中間的な評価として、6点を指摘したい。

まず第1に、約2年前に目指していた方向と現実とにずれが出てきている。TORへの進出企業をみると、アジア太平洋地域に高付加価値の工業製品を輸出するという当初想定していたタイプの事業に取り組む企業はほとんどなく、国内市場型の企業が中心となっている。例えば、TOR「ナデジジンスカヤ」やTOR「ベロゴルスク」では、地域の老舗のパン・菓子製造業の投資案件が認定されている。また、TOR「カムチャツカ」などは、「規模の小さい」、「今をいかに生き残るかで精いっぱい」の地域プロジェクトを支

援する特区にしか見えない<sup>14</sup>。TORの箇所数、投資案件実績数を積み上げなければならないという強迫的な意識の中で、当初の目標をとりあえず横に置いてでも、現実的な判断として門戸を広げているのが実態だ。その代わりに、輸入代替のためにTORやウラジオストク自由港を使う動きが強まっている。本稿でも紹介した「JGCエバグリーン」や「メルシーインベストグループ」はともに、輸入代替の促進というプーチン政権の経済政策に合致した事例である。

第2に、インフラ整備が依然として大きな課題である。この場合のインフラというのは、地域間の幹線インフラではなく、いわゆる「ラスト1マイル」のインフラである。上述したTOR「コムソモリスク」のパルス地区のみならず、同時に第1次指定の対象となったTOR「ハバロフスク」のラキトノエ地区でも、2016年3月現在、荒地が広がっている状況を目の当たりにした。案内してくれた現地政府の職員は、間もなく工事が始まる旨の説明をしていたが、額面どおり受け取るには躊躇する。対照的に、基本的にインフラが整っているアバングルド地区では、「JGCエバグリーン」が既に生産段階に進んでいる。工業団地「アバングルド」の運営会社自体がTORの入居企業の資格を得ており、区域内の一角にレンタル工場を建設する計画を持っている。この部分にビジネスチャンスを見出しているのは、ウラジオストク自由港でレンタルオフィス、レンタル工場を展開しようとしているDNS社も同様である。これとは別のウラジオストク自由港の別の居住企業もレンタルオフィスとレンタル工場を計画している。利便性と機能が広がって注目が集まっているレンタルオフィスとレンタル工場。その波がロシア極東にも広がってきている。

第3に政策の予見性が低いことを指摘しておきたい。ここまで、従来の極東政策では考えられないほどの驚異的な突破力で「約束」したことを実現に導いてきたトルトネフ副首相と極東開発省であるが、ここに来て「できるとしていたことができない」あるいは「スケジュールが守られない」という事態が目立つようになってきた。典型例は、ウラジオストク自由港での査証制度で、かなり早い時点から大統領はじめ政府高官が次々に言及し、いわば「目玉施策」となっているものでも、検討が進むに連れて内容が後退し、準備作業も遅れた。さらに、運用が始まったばかりの制度への変更も相次ぐ。例えば、本稿執筆時点(2016年6月末)では、自由港制度を極東の他の港湾にも適用する動きが本格化している。地域間のバランスを考慮した政治的な判断

<sup>13</sup> 「極東の1ヘクタール」特設サイト<https://надальныйвосток.рф/>(2016年6月22日アクセス)

<sup>14</sup> 齋藤「ロシアの新しい極東政策」20頁。

だと思われるが、戦線が伸び切っている極東開発省の現場にしわ寄せがいくことは避けられないだろう。なにより、制度が頻繁に変わる状況下では企業の戦略も立てられない。これまで、投資誘致型政策に対する期待を高めてきた分、実際の運用にあたっての遅れや変更、混乱は、逆に大きな失望を招きかねない。この点が強く危惧される。

第4に、今後、投資誘致型政策が意図した成果を上げるために重要なカギとなるのは、投資家に対する支援が円滑に行われるか否かだ。ワンストップサービスや手続きの簡素化など、メニューは一通りそろっているが、それを運用するのは「人」である。極東開発省、極東開発公社、ウラジオストク自由港監督評議会、各地方政府などに相応の人材がいるのかが問題だ。「JGCエバーグリーン」のケースでは、大家である「アバンガルド」経営陣やハバロフスク地方政府が、日常的に発生する様々な問題解決に奔走してくれたという。実は、TORのワンストップサービスの窓口となっている極東開発公社はウラジオストク本社以外に支店・窓口を持っていない。関係者へのヒアリングでは、「必要があれば考える」との説明であったが、親身に寄り添う姿勢が弱いと感じてしまう。

第5に、地域によって、投資誘致、企業誘致の熱意に違いがみられる点である。この点では、ハバロフスク地方が熱心である。2016年3月には東京でTORの説明を中心と

したプレゼンテーションを行った。その際の配布資料は、ほぼすべて日本語で用意されており、並々ならぬ熱意を感じた。

第6に、本質論に立ち戻れば、「税制等の優遇措置を用意した程度」で極東地域において輸出型製造業が成立するかという論点が見過ごされているのが問題だ。もちろん優遇措置は無いよりあった方がよい。しかし、その優遇措置が極東の抱える弱点をカバーし得るかどうかは別問題だ。製品市場での競争環境<sup>15</sup>、市場へのアクセス条件、労働力の質・量・コスト、資本財・部品等の調達環境等、ビジネス環境を規定する様々な要素の一つとして、税制・法制があるに過ぎない。ビジネス環境の適否は、最終的には個別企業が検討・判断する事柄であるが、マクロ(地域)レベルでのビジネス環境を極東開発省が分析し、その結果を広く公開すべきではないか。筆者らとしては、極東の資源を(非労働集約的に)加工する産業には比較優位があると考えており、こうした産業を念頭においたビジネス環境分析が行われることを期待したい。

TORやウラジオストク自由港など、民間投資を受け入れる器(制度)はほぼできあがった。内外企業の関心も高まっている中で、どれだけの民間投資案件が具体化し、そして成功事例を積み重ねていくことができるのか、まさに正念場を迎えつつあるといえよう。

<sup>15</sup> 数値的な根拠を示すのは難しいが、直感的には、アジア太平洋地域の工業製品市場は、日本、韓国、中国が厳しい競争を続けてきた市場であり、後発企業がシェアを確保するのは容易ではない。